

金融庁告示第 号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第七項、第二百七十一条の二十二第五項、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条第一項第一号、同条第六項及び第二百十条の七第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社又はその子会社等のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、平成十年十一月 金融監督庁 告示第五十号（保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件）及び平成十年十一月 金融監督庁 告示第五十一号（保険業法第二百七十一条の六第五項等の規定に基づき、保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。

平成十四年 月 日

金融庁長官 森 昭治

（定義）

第一条 この告示において「保険会社」、「子会社」、「保険持株会社」又は「総株主等の議決権」とは、

それぞれ、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、子会社、保険持株会社又は総株主等の議決権をいう。

- 2 第二条から第五条において「銀行」、「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「保険業を営む外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」又は「証券業を営む外国の会社」とは、それぞれ、法第百六条第一項に規定する銀行、長期信用銀行、証券専門会社、保険業を営む外国の会社、銀行業を営む外国の会社又は証券業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、法第百六条第二項第一号に規定する従属業務をいう。
- 3 第六条から第八条において「銀行」、「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「保険業を営む外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「証券業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ、法第百七十一条の六第一項に規定する銀行、長期信用銀行、証券専門会社、保険業を営む外国の会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

（保険会社等の従属業務を営む子会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第二条 法第百六条第一項第九号及び保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号。以下「規則」という。）

（第五十六条第六項の場合において、従属業務を営む保険会社の子会社が、主として当該保険会社又はそ

の子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 規則第五十六条の二第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む保険会社の子会社は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

イ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社（規則第五十六条の二第一項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については当該保険会社の役員及び当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社である他の保険会社又は当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社である他の保険会社又は保険業を営む外国の会社からの収入の額の合計額の総収入（同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険会社又はその子会社であるときは、当該保険会社又は当該子会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。）の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険会社、その子会社である保険会社若しくは

保険業を営む外国の会社又は当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社である他の保険会社のいずれかからの収入があること。

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む保険会社の子会社は、次に掲げる要件を満たしていること。

当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

（銀行等の従属業務を営む子会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第三条 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む保険会社の子会社が、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかを判断する場合には、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一号口中「当該保険会社、その子会社である保険会社若しくは保険業を営む外国の会社又は当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社である他の保険会社」とあるのは、「当該保険会社の子会社である銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外

国の会社」と読み替えるものとする。

（証券専門会社等の従属業務を営む子会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第四条 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む保険会社の子会社が、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかを判断する場合には、第二条の規定を準用する。この場合において、同条第一号口中「当該保険会社、その子会社である保険会社若しくは保険業を営む外国の会社又は当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社である他の保険会社」とあるのは、「当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

（保険会社の従属業務を営む会社が保険会社のために営む従属業務に関する基準）

第五条 法第百六条第四項の場合において、従属業務を営む保険会社の子会社が、主として当該保険会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は次に掲げる基準とする。

一 規則第五十六条の二第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む保険会社の子会社について

、各事業年度におけるそれぞれの業務につき、当該保険会社（同項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については当該保険会社の役職員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入（同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険会社又はその子会社であるときは、当該保険会社又は当該子会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。）の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む保険会社の子会社は、次に掲げる要件を満たしていること。

当該保険会社及びその子会社（当該保険会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限）を保有されている会社であること。

（保険会社等の従属業務を営む子会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準

)

第六条 法第二百七十一条の二十二第一項第九号及び規則第二百十条の七第八項の場合において、従属業務

を営む保険持株会社の子会社が、主として当該保険持株会社又はその子会社（保険業を営む子会社を除く

。）の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は次に掲げる基準とする。

一 規則第二百十条の七第一項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む保険持株会社の子会社は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

イ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社及びその子会社（規則第二百十条の七第一項第一号から第三号まで及び第十七号に掲げる業務については当該保険持株会社の子会社である保険会社の役員を含む。）からの収入の額の合計額の総収入（同項第十八号に掲げる業務の対象となる不動産が二以上の者により共有されている場合において、当該不動産の共有者の一が当該保険持株会社又はその子会社であるときは、当該保険持株会社又は当該子会社が当該不動産に係るその持分に応じて出資して設立した会社の当該業務については、当該会社の当該業務に係る収入の額に当該持分の割合を乗じて得た額を総収入とみなす。）の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社のいずれかからの収入があること。

二 規則第二百十条の七第一項第二十三号に掲げる業務を営む保険会社の子会社は、次に掲げる要件を満たしていること。

当該保険持株会社及びその子会社（当該保険持株会社により総株主等の議決権の総数を保有されているものに限る。）により、その総株主等の議決権の総数（法令により当該議決権の数について一の会社が保有できる範囲が定められている場合にはその上限）を保有されている会社であること。

（銀行等の従属業務を営む子会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準）

第七条 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む保険持株会社の子会社が、主として当該保険持株会社又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかを判断する場合には、前条の規定を準用する。この場合において、同条第一号ロ中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社」とあるのは「当該保険持株会社の子会社である銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。



(証券専門会社の従属業務を営む子会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準)

第八条 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む保険持株会社の子会社が、主として当該保険持株会社又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかを判断する場合には、第六条の規定を準用する。この場合において、同条第一号口中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又は保険業を営む外国の会社」とあるのは「当該保険持株会社の子会社である証券専門会社又は証券業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

件名

保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、会社が主として保険会社又はその子会社等のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件